

おうちで**相**続相談

ご相談の説明資料 | 相続ヒアリングシート



廣瀬税理士事務所のご紹介

福岡で相続、生前対策のご相談は私たちにお任せください！

私たちは、地元福岡に密着し、相続税申告や相続手続きでお悩みの方、将来の相続対策として遺言書作成や生前贈与、信託をお考えの方のためのご相談を受け付けております。

相続申告・生前対策について経験豊富な専門家が在籍しておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。

事務所	廣瀬税理士事務所
代表者名	廣瀬 政光
住所	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-25 オフィスニューガイアNIKKO天神4階
電話番号／FAX	0120-028-920/092-724-5194
営業時間	平日9:00～18:00（平日夕方・土日は事前にお問い合わせください）
所属	九州北部税理士会 福岡支部 TKC全国会 福岡支部 TaxHouse 福岡天神店 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 監事 福岡北ロータリークラブ 企業再建・承継コンサルタント協同組合(CRC)



代表：廣瀬 政光



相続専門のHPも運営しています！



「おうちで相続相談」について

ご自宅から出る必要はありません！

- ☑ お電話、タブレット、パソコンからお選びいただき、**簡単**にご利用いただけます。
- ☑ コロナウィルス感染リスクのある**外出を控えたい**、**役所や金融機関など「3密」が発生しやすい場所にいくのを避けたい**、といった皆様にご利用いただいています。
- ☑ お仕事で**お忙しい**、**遠方にお住まい**で事務所までお越しになるのが難しいといった皆様にもご活用いただいています。

※公正証書遺言の作成などは、「公証役場」でのお手続きが一部必要となります。

2回目のご相談も無料です！

- ☑ 追加で聞きたいことがある、お時間内に終わらなかったといった際にご利用ください。
- ☑ 有効期限内でしたら、ご自由にお使いいただけます。

おうちで相続相談
ご利用特典

2回目 ご相談無料チケット



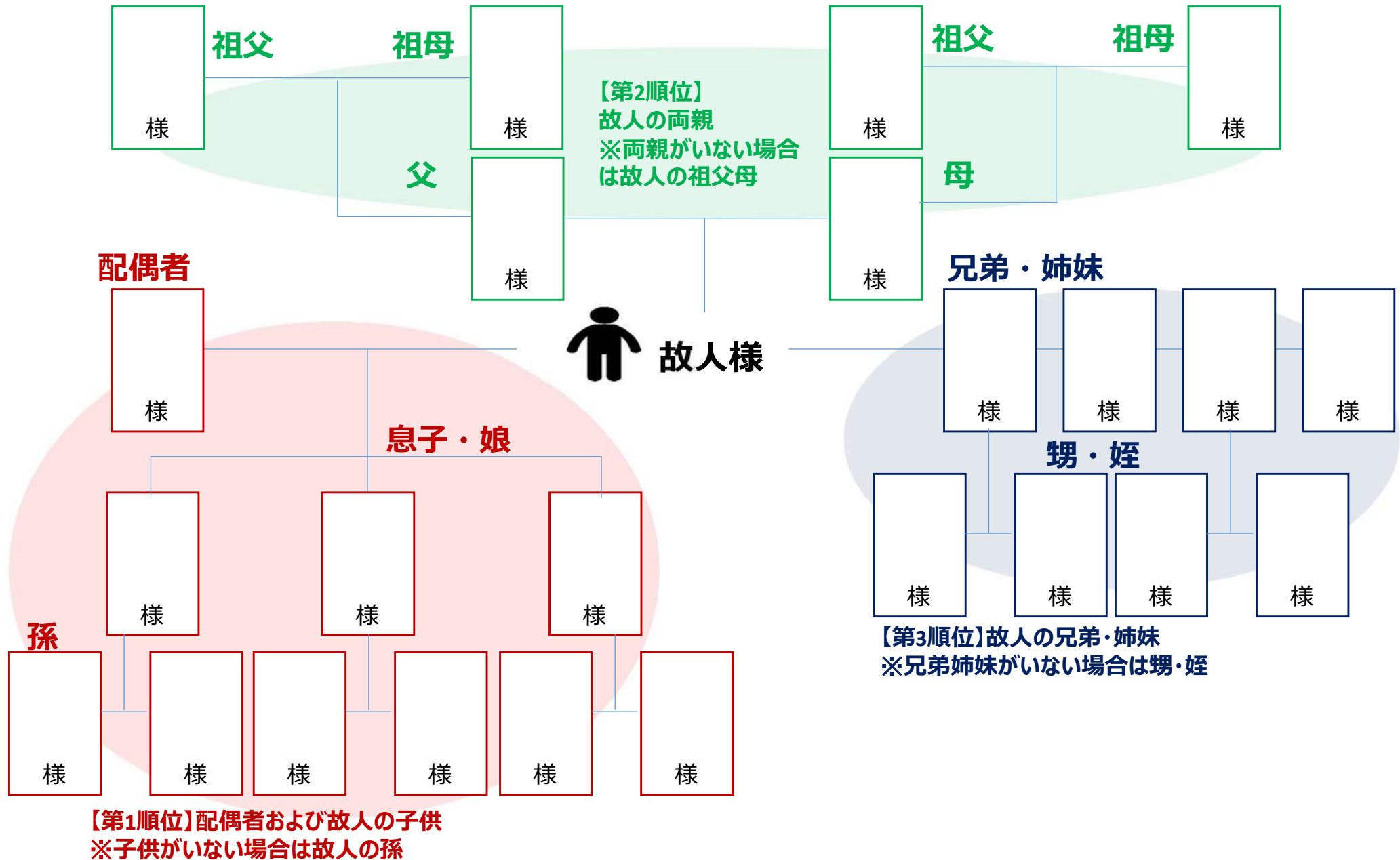
0120-028-920

廣瀬税理士事務所 〒810-0001福岡市中央区天神4-8-25 オフィスニューガイアNIKKO天神4階

有効期限 | 2020年12月31日



相続関係図



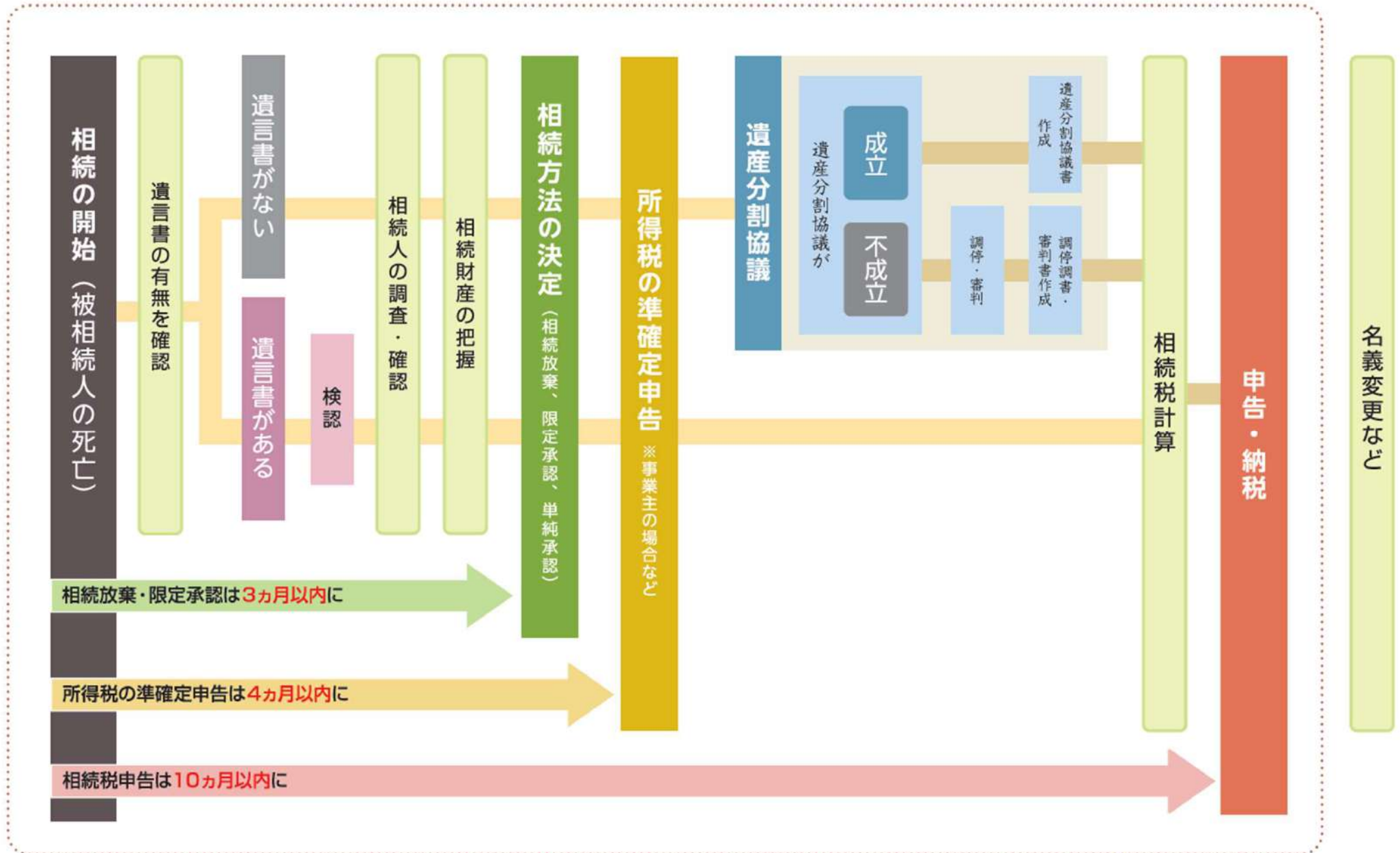


財産チェックリスト

財産の分類	財産の例	名称	おおよその金額
預貯金・現金	普通預金 (ATM利用できる口座) 定期預金・定額預金など		
その他の金融資産	株式・投資信託 生命保険・損害保険 など		
土地・不動産	持ち家 (固定資産税評価額) 家の土地 (路線価×㎡) 不動産事業など		
その他の財産	自動車、骨とう品、 宝石など		
マイナスの財産	借金など		



相続の流れ





相続手続きの種類

基本手続

☐ 死亡届	市区町村役場 (7日以内)
☐ 死体火葬 (埋葬)許可交付申請	市区町村役場 (7日以内)
☐ 世帯主変更届	市区町村役場 (14日以内)
☐ 児童扶養手当認定請求	市区町村役場 (世帯主変更届と同時に)
☐ 児童手当・児童扶養手当の異動届	市区町村役場
☐ 復氏届	市区町村役場
☐ 姻族関係終了届	市区町村役場
☐ 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
☐ 改葬許可申請	旧墓地の市区町村役場
☐ 国民健康保険の資格喪失届	市区町村役場
☐ 国民年金の死亡届	市区町村役場
☐ 年金受給権者死亡届	年金事務所
☐ 介護保険証の返還	市区町村役場
☐ 敬老優待乗車証の返還	市区町村役場
☐ 死亡退職届	勤務先
☐ 最終給与	勤務先
☐ 身分証明書の返還	勤務先
☐ 健康保険証の返還	勤務先



相続手続きの種類

もらう手続き

☐ 生命保険・医療保険	保険会社
☐ 簡易保険	郵便局
☐ 団体弔慰金	互助会・協会・サークル
☐ 死亡退職金	勤務先
☐ 葬祭費、葬祭給付（国民健康保険）	市区町村役場
☐ 埋葬料、埋葬費、家族埋葬料（健康保険）	全国健康保険協会・健康保険組合
☐ 埋葬料、家族埋葬料（共済）	共済組合
☐ 葬祭料、葬祭給付	労働基準監督署
☐ 遺族基礎年金（国民年金）	市区町村役場
☐ 遺族厚生年金（厚生年金）	年金事務所
☐ 遺族共済年金（共済年金）	共済組合
☐ 遺族（補償）年金・一時金	労働基準監督署
☐ 寡婦年金（国民年金）	市区町村役場
☐ 死亡一時金（国民年金）	市区町村役場
☐ 高額療養費（国民健康保険）	市区町村役場
☐ 高額療養費（健康保険）	全国健康保険協会・健康保険組合
☐ 高額療養費（共済）	共済組合



相続手続きの種類

引き継ぐ手続

☐ 借地契約	貸主
☐ 賃貸住宅	管理会社・貸主
☐ 公営住宅	公営管理団体
☐ 火災保険等	損害保険会社
☐ 預金・貯金	金融機関・法務局
☐ 出資金	信用金庫・農協等
☐ 株	証券会社・証券代行
☐ 自動車	陸運局
☐ 自動車保険	損害保険会社
☐ 保証金	保証金の預け先
☐ 貸付金	貸付先
☐ 電話加入権	電話会社
☐ 水道光熱費	電力会社・ガス会社・水道局
☐ 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
☐ 事業の許認可	管轄官庁
☐ 著作権	各著作権協会
☐ 借金（住宅ローン、クレジット）	金融機関・法務局・ローン会社
☐ 保証人の地位	債権者
☐ 固定資産税・都市計画税等	市区町村役場



相続手続きの種類

やめる 手続

☐ クレジットカード	クレジット会社
☐ 会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
☐ リース・レンタル	リース会社・レンタル会社
☐ 金融取引（預貯金）	金融機関・法務局
☐ 証券取引（株式・投資信託）	証券会社

法律上の 手続

☐ 相続人の確定（相続関係説明図の作成）	市区町村役場
☐ 遺産の調査（遺産目録の作成）	引き継ぐ手続先全て
☐ 遺産分割協議書の作成	相続人
☐ 特別代理人選任の申立（相続人が未成年の場合）	家庭裁判所
☐ 遺言書の検認（自筆遺言書の場合）	家庭裁判所
☐ 遺言執行者選任の申立（遺贈の場合）	家庭裁判所
☐ 相続放棄の申述	家庭裁判所
☐ 限定承認の申述	家庭裁判所
☐ 不動産の名義変更登記（相続登記）	法務局（司法書士）
☐ 会社役員の死亡登記	法務局（司法書士）
☐ 住宅ローンの引受け	金融機関・法務局、法務局
☐ 根抵当権の引受け（事業用資金の借入がある場合）	金融機関・法務局、法務局
☐ 借金の整理	債権者（司法書士・弁護士）



相続手続きの種類

法律上の 手続

☐ 遺留分減殺請求	相続人
☐ 所得税の準確定申告(被相続人)	税務署 (税理士)
☐ 所得税の確定申告 (相続人)	税務署 (税理士)
☐ 消費税の届出書	税務署 (税理士)
☐ 相続税の申告	税務署 (税理士)
☐ 年金の手続	市区町村役場・年金事務所
☐ 健康保険の手続	市区町村役場・年金事務所
☐ 事業の許認可 (農業、建設業、酒・たばこの販売等)	管轄官庁
☐ 特許権	特許庁 (弁理士)

相続に関する必要書類リスト

☒	預貯金に関する書類	必要部数
☐	被相続人様の戸籍謄本（出生～お亡くなりまで）	各1部
☐	相続人様の戸籍謄本	全員分各1部
☐	相続人様の印鑑証明書（6ヶ月以内）	全員分各1部
☐	対象口座の通帳原本	各1部
☐	死亡届のコピー	1部
☐	遺言書	1部
☐	遺産分割協議書	1部
☐	相続開始日時点の預金残高証明書	1部
☐	相続開始日時点の既経過利息計算書	1部
☐	過去5年分の通帳	1部
☐	定期預金の証書	1部
☐	手元現金の残高がわかるメモ等	1部

相続に関する必要書類リスト

☒	不動産に関する書類（１）	必要部数
☐	固定資産税の課税明細書 または 固定資産評価証明書	各1部
☐	被相続人様の戸籍謄本（出生～お亡くなりまで）	各1部
☐	被相続人様の住民票（除票）または戸籍の附表	1部
☐	相続人様の戸籍謄本	全員分各1部
☐	不動産を相続する方の住民票	全員分各1部
☐	不動産の権利書	1部
☐	相続人様の印鑑証明書	全員分各1部
☐	死亡届のコピー	1部
☐	相続関係説明図	1部
☐	遺産分割協議書（※遺言書を使用する場合は不要）	1部
☐	登記簿謄本（全部事項証明書）	1部
☐	地籍測量図及び公図の写し	1部



相続に関する必要書類リスト

☒	相続税申告の必要書類リスト	必要部数
☐	被相続人様の戸籍謄本（出生～お亡くなりまで）	各1部
☐	被相続人の住民票の除票	1部
☐	相続人全員の戸籍謄本	各1部
☐	相続人全員の住民票	各1部
☐	相続人全員の印鑑証明	各1部



相続に関する必要書類リスト

☒	債務関係の必要書類リスト	必要部数
☐	金融機関の借入金の残高証明書	1部
☐	金銭消費貸借契約書のコピー	1部
☐	納税通知書や納付書	1部
☐	クレジットカード等の各種請求書（未払い金）	1部
☒	葬儀関係の必要書類リスト	必要部数
☐	葬式費用の請求書と領収書	1部
☐	お布施の金額がわかるメモ等	1部

面談備忘録

ご面談日時	月 日 () : ~ :
ご相談者様	
担当者	
次回ご連絡日程	月 日 () お電話・メール・郵便
次回面談日程	月 日 () 場所:

今後のスケジュールおよび実施事項

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

次回までのやることリスト

【 様のやることリスト】

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【当事務所のやることリスト】

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

おうちで相続相談の特典について

ご相談から3日以内にご依頼いただいた方

サポート料金から**10% お値引き**いたします！

ご相談から1週間以内にご依頼いただいた方

サポート料金から**5% お値引き**いたします！

対象

※初回面談をお電話・テレビ電話でご相談いただいた方

※実費を含まない申告報酬が50万円以上の方

テレビ電話（オンライン相談室）について

コロナウィルスによる外出自粛に完全対応！

- ☑ 事務所・役所等に出かけなくてOK！
- ☑ 担当スタッフの表情が見えます！
- ☑ 資料を見ながら説明が受けられます！
- ☑ すぐに家族と相談が可能です！
- ☑ 全国どこからでも面談ができます！

パソコン・スマートフォン・
タブレットがあればOK

テレビ電話のご利用方法

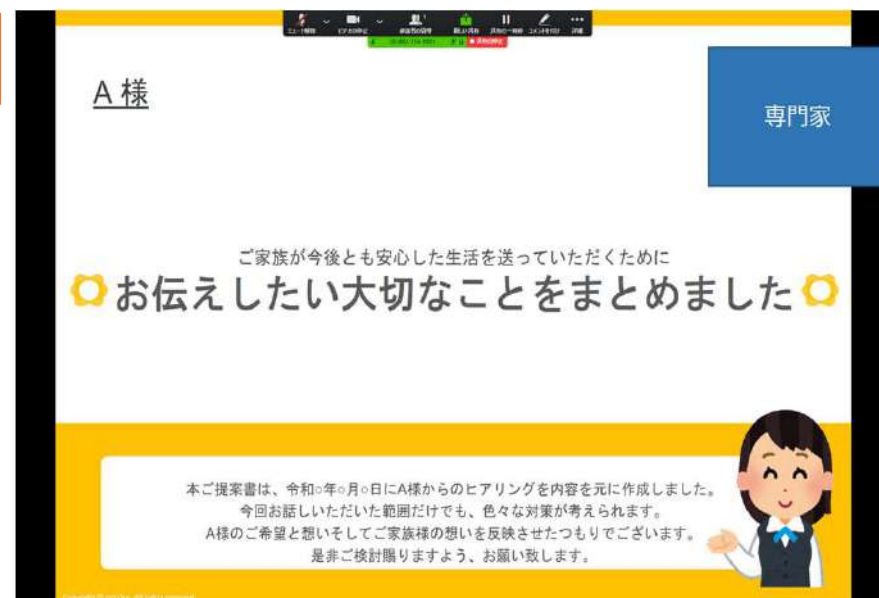
当事務所がお客様の携帯電話番号を登録します

お客様が廣瀬政光携帯番号を登録します

当事務所がお客様をラインに招待します

ラインで📞を押し、ビデオ通話を選択します

ビデオ通話開始



当事務所のサポート内容

※サービス・料金については概要・概算です





サポート内容一覧

相続税申告

生前対策(生前贈与等) サポート

相続手続き丸ごとサポート

相続手続き補佐

遺産分割(遺産分け) トラブル解決

遺言 (遺言作成・遺言コンサルティング)

民事信託サポート

相続税申告

1

相続税申告「コスト重視プラン」

サポート内容

- ①相続人の確定
- ②相続財産の確認と評価
- ③遺産分割協議用の財産一覧表の作成
- ④遺産分割協議書の作成（司法書士に依頼）
- ⑤相続税申告書の作成・提出
- ⑥ 2.次相続を考慮した分割案のシミュレーション

※当プランを適用するためには「申告期限まで6ヶ月以上ある」等の要件を満たしている必要があります。

遺産増額	基本料金
4,000万円以下	20万円
6,000万円以下	40万円
8,000万円以下	60万円
1億円以下	80万円



相続税申告

2

相続税申告「通常プラン 50万円～」

サポート内容

- ①相続人の確定
- ②財産内容の確認と評価
- ③遺産分割協議用の財産一覧表の作成
- ④遺産分割協議書の作成（司法書士に依頼）
- ⑤遺産分割協議に応じた相続税額の試算
- ⑥相続税申告書の作成・提出

遺産総額	基本料金
6,000万円以下	50万円
8,000万円以下	70万円
1億円以下	90万円
1億5万円以下	100万円
2億円以下	150万円
3億円以下	200万円
4億円以下	250万円
5億円以下	300万円
5億円超	別途お見積り



相続手続き丸ごとサポート

～相続手続き丸ごとサポートとは～

当事務所提携司法書士と一体となって煩雑な手続きをすべて一括でお引き受けするサービスです。

相続人調査(戸籍調査) や遺産分割指示書の作成、預金口座不動産の名義など、あらゆる手続きをまとめて代行いたします。

料金

当事務所では**15万円**からサービスをご利用できます。

また、不動産の名義変更などの司法書士が行う業務報酬もサービス料の中に含まれます。

相続財産の価額	報酬額
200万円以下	15万円 + 消費税
500万円以下	25万円 + 消費税
500万円を超え5000万円以下	(価額の1.2% + 19万円) + 消費税
5000万円を超え1億円以下	(価額の1.0% + 29万円) + 消費税
1億円を超え3億円以下	(価額の0.7% + 59万円) + 消費税
3億円以上	(価額の0.4% + 149万円) + 消費税



相続手続き丸ごとサポート

相続手続き丸ごとサポートの流れとサービス内容

①相続人の調査・確定（戸籍収集・相続関係説明図の作成）

②相続財産の調査・財産目録の作成

③遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

必要に応じて税理士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。話し合いがまとまれば司法書士が遺産分割協議書の作成を行います。

④預貯金の名義変更・払い戻し

⑤不動産の名義変更

⑥証券・その他資産の名義変更

⑦相続財産の活用（不動産の売却・運用）のサポート

相続した不動産を売却・処分される場合は信頼できる不動産会社をご紹介します。また不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容について必要な場合には法律の専門家である提携弁護士によるリーガルチェックを行います。



他の税理士との比較

	廣瀬税理士事務所	信託銀行の紹介の 税理士	相続に慣れていない税理士
報酬費用	平均	高い	安い～平均
相続に 対する姿勢	相続税を特別なものと捉え、 節税よりも、まず第一に、 あ んしんで円満な相続を目指 します。	信託銀行が紹介す る税理士により大きく 変わります。	他の税理士業務と同じように 捉えている。
相続税の 納税額	相続専門のため、相続申告経 験が多く、知識や経験の引き出 しが多いため、 相続税対策に対 する正しい提案が可能。	信託銀行が紹介す る税理士により大きく 変わります。	税理士報酬が安くても、経験 と実績がないため相続財産を 高めに評価しがちなため、必 要以上の納税額になる。
税務調査	書類添付も徹底しているため、 税務調査がほぼ来ない。	信託銀行が紹介す る税理士により変わ ります。	書類添付を行わない、申告 内容を間違えるなどもあり、 税務調査が入り、追加で罰 金・税金を支払わなければなら ないことも。

～遺言作成サポートとは～

遺言を残すことで、相続人の手間が省け、相続人同士のトラブルも防ぐことができます。
大切なご家族のためにも、遺言は必須です。

遺言執行は専門家へ！

遺言執行者は義務や責任が大きく、一般の方には大きな負担になります。

遺言執行者に専門家を指定することのメリット

1. 遺言の内容を確実に実現できる
2. 相続手続がスムーズに進行する
3. 相続手続きに協力しない相続人が出ても手続きを進行できる

遺言書作成料金		遺言執行料金	
遺言書作成（自筆証書）	98,000円～	遺言執行	遺産評価総額の1%～
遺言書作成（公正証書）	98,000円～		
証人立会い	10,000円／名		